



南島原市国際交流員

クリオスタ

※Curiosità は「プチ情報」という意味

サーラのCuriosità!! ♥ 南島原 「La scuola italiana イタリアの学校」



今回はイタリアの学校制度についてお話ししたいと思います。

まず、イタリアでは、小学校…5年間(6～11歳)、中学校…3年間(11～14歳)、高校…5年間(14～19歳)、大学…2～5年間となっています。ちなみに、この中で義務教育期間は小学校から高校2年生までとなります。

また、1年間のサイクルは、日本では4月から始まりますが、イタリアでは9月から始まります。そして、長期の休みとなると、冬休みが約3週間、夏休みが約3カ月間あります。

次に授業時間についてですが、小学校と中学校の場合は、半日制か全日制の2つのどちらかを選択できますが、半日制を選択する生徒が比較的多く、昼食は家に帰ってから食べます。

次にクラス編成についてですが、1年目から最終年まで

で同じクラスとなりますので、それはありません。なので、なかなかそのクラスに馴染めないとすると最悪です。

高校からは、文系・理系・美術系・語学系・音楽系・人文系・技術系など進路がはっきりと分かれ始め専門的なカリキュラムとなります。定期的に筆記と口述テストが実施され、テストの点数で学年の進級・留年が決められます。

そして、中学校と高校の最終学年の時には、卒業試験(筆記試験・口述試験など)があります。日本人から見たら特に中学校での進級テストや卒業試験にとても違和感があると思います。

また、授業が終わると、掃除時間や部活動はありませんので生徒たちは帰宅します。帰ったら何をするのかといえば、地域の体育館で運動や音楽教室・語学学校に通う人など自由に過ごすのが一般的で、遅くまで町の中を歩いて語り合う学生の姿も多く見られます。とても危険なようですが、これが日常です。

このように、イタリアの教育制度について書きましたが、色々和日本との違いがあったと思います。私は子どもが大好きで、今後、国際交流をテーマに話せる機会をいただければ色々な学校を訪問していきたいと考えています。このコラムを読んでいただいた皆さん、よろしくお願いします！

こんにちは！消費生活センターです 南島原市消費生活センター ☎82-3010

消費料金？怪しいハガキにご注意！～決して連絡しない～

●相談事例

「総合消費料金に関する訴訟最終告知」というハガキが届いた。契約不履行による民事訴訟を開始するとあり、連絡しなければ不動産を差押ええると書いてあって不安になった。

訴訟取下げの相談に応じてくれる国の機関らしきところに電話すると、『あなたの件はすでに訴訟中で、弁護士が取下げに間に合わないと言っている。このままだと差押さえだ。後で返金するので、示談金として10万円をコンビニで支払うように』と言われた。

まったく身に覚えがない。支払わなければならないか。(市内60代男性)



●消費生活センターからの助言

今年度、架空請求ハガキに関する相談が市内各地から多数寄せられています。

ハガキの送り主は「法務省管轄」や「消費者窓口」と記載して、公的機関を装っています。

ハガキの文面は「訴状が提出された」「原告側の主張が全面的に受理される」「強制執行」など法律用語を並べ、何のことも見当もつかず不安になった受取人から電話をかけさせようとするものです。

電話をすると不当な請求を受けたり、個人情報などを知られてしまったりします。

このようなハガキは詐欺です。決して連絡しないようにしましょう。不安な時は、消費生活センターにご相談ください。



くらしの窓口紹介

市役所の「暮らしに身近な窓口」を紹介します。お気軽に連絡ください。



3月、4月は、進学、就職、引越などにより、市役所で手続きを行うことが多くなる時期です。今回は、市役所の中でも皆さんの日常生活に関係が深い「窓口の担当課」を紹介します。手続きに関する不明な点は、お尋ねください。

住民票などの証明書・住所変更・パスポート・印鑑登録・出生など、戸籍届に関すること

図市民サービス課 ☎73-6604

消費生活相談・無料法律相談に関すること

図消費生活センター ☎82-3010

母子手帳・予防接種・妊婦、乳幼児健診・児童手当・保育所・児童相談・乳幼児福祉医療など、こどもの保健福祉に関すること

図こども未来課 ☎73-6652

市民税・固定資産税・軽自動車税など、税金に関すること

図税務課 ☎73-6642

障がい者福祉医療・障がい者手帳・障がい者自立支援・介護保険タクシー券など、障がい者や高齢者の福祉に関すること

図福祉課 ☎73-6651

自治会に関すること

図企画振興課 ☎73-6631

国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金に関すること

図保険年金課 ☎73-6641

健康診査・各種検診・献血・歯科保健・救急医療に関すること

図健康対策課 ☎73-6643

し尿処理の申し込み(深江町・布津町を除く)

図南有馬衛生センター ☎73-6645

ごみ収集などの生活環境に関すること

図環境課 ☎73-6644

水道料金・水道使用に関すること

図上水道課 ☎73-6685

下水道料金・浄化槽に関すること

図下水道課 ☎73-6686

幼稚園・小、中学校の入学などに関すること

図学校教育課 ☎73-6702

交通災害共済・防災行政無線に関すること

図総務課 ☎73-6621

市営住宅に関すること

図都市計画課 ☎73-6677

水道料金の納付は口座振替で！ 図上水道課 ☎73-6685

水道料金の納付は毎月のことです。“気がついたら納期が過ぎていた！”そんなことがないよう、口座振替をご利用ください。

●申込方法／通帳と印鑑を持参の上、各金融機関で行ってください。(申込用紙は金融機関にあります)

●振替／振替は、毎月末(12月・3月は25日。振替日が土・日・祝祭日の場合は翌営業日)。※申し込んだ翌月の使用料から引き落としを行います。

